

事務局長
医学教育部長
病院長
教務部長
学生部長 殿
図書館長
防衛医学研究センター長
高等看護学院長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校における契約担当官及び支出負担行為
担当官の補助者の任免について（通達）

改正 平成26年 3月31日
平成28年 3月31日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり実施することとしたので通達する。

記

（適用範囲）

- 1 防衛医科大学校における契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契担当官等」という。）の補助者の任免については、この通達の定めるところにより処理するものとする。

（用語の定義）

- 2 この通達において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - （1）「補助者」とは、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第17号）第2条第1項第12号に規定する補助者をいう。
 - （2）「課長等」とは、事務局においては各課長、医学教育部においては各講座の長、病院においては各部長（但し、事務部にあっては課長）及び救命救急センター長、医学教育研修センターにあっては事務長及び室長、学生部にあっては学生課長、図書館及び防衛医学研究センターにあっては各事務長をいう。

（補助者の推薦）

- 3 課長等は、所属の職員のうち補助者として適任である者を別紙様式第1により契担当官等に推薦するものとする。

ただし、所属の異なる職員が補助者として適任であると認めるときは、当該職員の所属する所属長の同意を得て推薦することができる。

(補助者の任命)

- 4 契担当等は、前項の規定により推薦を受けた職員のうちから補助者を任命するものとし、当該職員に別紙様式第2の補助者任命書（以下「任命書」という。）を交付するとともに、その所属する課長等に写しをもって通知するものとする。

(変更及び追加)

- 5 課長等は、所属する補助者の官職又は階級及び氏名に変更があった場合には、別紙様式第1により契担当等に通知するものとする。また、事務の範囲を追加する必要がある場合は、第3項により処置するものとする。

(補助者の解任)

- 6 課長等は、所属の補助者が当該所属を異動し、またはその他の理由により補助者の任を解く必要があると認める場合は、別紙様式第1により契担当等に通知するものとする。
- 7 契担当等は、前項の規定により課長等から通知を受けた場合は、別紙様式第2により解任するとともに、その所属する課長等に写しをもって通知するものとする。

(補助者名簿の整備)

- 8 契担当等は、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき補助者の任命、変更及び解任を行った場合は、別紙様式第3の契担当等補助者名簿（以下「補助者名簿」という。）に登載し、常に最新の状態に整備しておくものとする。

(その他)

- 9 この通達の施行前に、すでに補助者に任命されている者については、補助者名簿に搭載するものとする。

附 則

この通達は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式第 1

契担当等
防衛医科大学校
所属 職 名 殿

年 月 日

所属 _____
官職 _____
氏名 _____

契担当等の補助者の推薦・変更・解任について（通知）

標記について、次のとおり通知する。

所 属	官職又は階級	氏 名	事務の範囲	任命希望年月日	解任希望年月日	備 考

※ 変更の場合は、備考欄に旧・新と記載し2段書きとすること。

補 助 者 任 命 書

年 月 日

所 属
官 職 氏 名 殿

契担官等
防衛医科大学校
所 属 職 名

下記のとおり契担官等の補助者を命ずる。

記

1. 年月日

2. 事務の範囲

※ 解任を行う場合には、「命ずる」を「解く」に置き換えること。

